

いわゆる内密出産ガイドラインの発出について

～ 「予期せぬ妊娠で悩む人々への十分な対応を図る体制整備について」 経過報告 ～

1 指定都市市長会における要請について

平成29年7月20日及び令和3年6月1日、「予期せぬ妊娠で悩む人々への十分な対応を図る体制整備に関する指定都市市長会要請」において、内密出産制度等の法整備も含めた検討を急ぐよう厚生労働省に要請。

2 内密出産ガイドラインについて

令和4年9月30日、法務省、厚生労働省関係局長から都道府県、指定都市を含む各機関に対し、「妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産したときの取り扱いについて」として、いわゆる内密出産のガイドライン(指針)が通知された。

※通知全文は別添参照

【内密出産ガイドラインの骨子】

- ・妊婦が身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにしての出産を「内密出産」と定義。
- ・身元情報は医療機関内で適切に管理する。
- ・身元情報を子どもに開示する場合は、妊婦の同意を得る。
- ・身元情報は永年保存が望ましい。
- ・市区町村が職権で子どもの戸籍を作成できる。
- ・医療機関は妊婦に対し、身元を明かしたうえで出産するよう説得する。
- ・内密出産を推奨するものではない。

【政令指定都市に係る対応】

(1) 都道府県等として必要な対応

実施医療機関に関する情報の児相、市区町村への共有、医療関係法令の疑義解釈、要保護児童発見通告の周知・指導、医療機関作成の規程の確認、妊婦の身元情報の管理、引継ぎ等についての周知・指導 等

(2) 児童相談所として必要な対応

妊婦への説得の場への同席、子どもの戸籍作成のための情報提供、一時保護や特別養子縁組等の措置、妊婦の身元情報の開示方法や時期等の説明 等

(3) 市区町村として必要な対応

妊婦への説得の場への同席、子どもの戸籍作成、母子手帳の交付、要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳への登録 等

(参考) 内密出産の事例について

令和4年10月27日現在、7例が公表されている。